

行政常任委員会報告

令和 3 年 6 月 1 日
午後 1 時 30 分開議
委員会室

◎日程

1 地域振興課

- (1) 夕張市プレミアムチケットについて
- (2) 夕張市経営持続化応援給付金について

2 土木水道課

- (1) 市道路線の認定について
- (2) 令和 2 年度の降雪状況について

3 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 手数料条例の一部改正について

4 保健福祉課

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- (2) 夕張市介護保険条例の一部改正について

5 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
 - (2) 令和 3 年度 6 月補正予算について(補正予算調書)
 - (3) 令和 2 年度全会計決算見込について
 - (4) 旧ユーパロ幼稚園園舎の無償譲渡について
-

◎出席委員 (7 名)

今 川 和 哉 君
本 田 靖 人 君
君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君

◎欠席委員 (0 名)

◎出席者職氏名

議長	大	山	修	二	君	
副市長	本	間	和	彦	君	
地域振興課長	木	村	友	哉	君	
地域振興課主幹	神	澤	信	宏	君	
地域振興課主幹	福	士	泰	史	君	
財政課長	押	野	見	正	浩	君
財政課主幹	板	垣	克	己	君	
建設課長	鈴	木	茂	徳	君	
土木水道課長	阿	部	充	雅	君	
土木水道課主幹兼土木係長	花	田	寛	勝	君	
上下水道担当課長	三	浦		護	君	
市民課長	佐	藤		学	君	
保健福祉課長	平	塚	浩	一	君	
保健福祉課主幹	山	崎	明	雅	君	
生活福祉課長兼福祉事務所長	堀		靖	樹	君	
教育課長	寺	江	和	俊	君	
消防本部総務課長	田	島		淳	君	
事務局長	佐	藤	浩	一	君	
書記	山	下	倫	弘	君	
書記	相	澤	由	貴	君	

【委員長挨拶】

(今川委員長)

開会に先立ちまして、みなさまにお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長のほか、説明員として課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。地域振興課、土木水道課、市民課、保健福祉課、財政課の順に報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更についての説明の際は、案件に関連する担当課長の出席を求めますが、密集・密接を避けるため、入替えにより分

割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに教育課、消防本部の案件。次に、市民課、地域振興課、建設課の案件。次に、保健福祉課、生活福祉課の案件といたします。

また、参加者からの距離を確保するため、隣と距離を空けてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するよう、お願いいたします。

それでは、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【地域振興課】

(今川委員長)

それでは、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

地域振興課からは、報告事項 2 件ございます。

まず、資料の 1-1 をご覧ください。

夕張市プレミアムチケット事業について、ご報告いたします。

まず、事業開始のご報告、遅くなりまして申し訳ございません。

本事業につきましては、令和 2 年の繰越事業となります。

当該事業の内容ですが、市内での消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内事業者を支援するため、市民に対し、夕張市プレミアムチケットを販売するものでございます。

令和 3 年 4 月 1 日時点の市内在住世帯主様について、1 枚 500 円の商品券を 15 枚 1 セット、5,000 円で販売いたしまして、ご利用いただける金額としては 7,500 円分使用することができる商品券でございます。ですので、プレミアム率は 50%ということになります。

購入可能条件につきましては、18 歳以下の世帯員を有する世帯につきましては、最大 30,000 円。そのほかの世帯につきましては、最大 20,000 円まで購入可能でございます。

利用期間は、来年の 1 月末。

販売期間については、資料に本日からと書いており、大変申し訳ありませんが、緊急事態宣言延長に伴いまして、販売期間についても 6 月 21 日に延期しております。

当該発売時期の延期については、施設への貼り紙、市のホームページ、それから広報において周知させていただいておりますが、本日職員にも現場に行っていただき、対応させていただいたところでございます。

具体的な販売場所は、商工会議所、それから「りすた」に特設のブースを設けて、販売することとしております。

チケットの利用事業者につきましては、2枚目、資料の1-2のとおりでございます。

プレミアムチケット事業の説明は以上となります。

続きまして、夕張市経営持続化応援給付金事業について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

長期にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、緊急事態宣言が発出され、夕張市内の飲食店等に対し営業時間短縮の要請が出されまして、特に厳しい経営状況にある市内飲食店及び市内飲食店との取引がある市内事業者様について、事業の継続、雇用の維持を支援するため、市が給付金を支給するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者様に対しては、これまで事業の継続、雇用の維持のため、令和2年度予算で合計2回、10万円ずつ経営持続化応援給付金を支給し、さらに外出や往来自粛による影響を特に強く受けた飲食店に対しては、別に飲食店事業者支援給付金を10万円支給して参りましたが、影響が長期化し、飲食店関係者の皆様からは厳しい経営状況を訴える声が続いて参りました。

こうした中、5月16日から夕張市を含む北海道全域に緊急事態宣言が発出されまして、市内の飲食店に対しても道から営業時短、時間短縮などの要請が出されましたため、既に厳しい経営を強いられている飲食店及びその取引業者に深刻な影響が及ぶものと懸念されますので、市といたしまして、特にこれらの事業者に対し支援金を支給することとしたものでございます。

給付対象は資料のとおりでございますが、今回は飲食店に加え、取引をしている事業者様についても、影響が大きいとのこと聞いておりましたので、対象として追加いたしました。

給付の条件といたしましては、確定申告による事業所得があること。令和3年1月から6月までの間で、前年又は前々年の同月と比較して、売上げが20%以上減少している月があること。新北海道スタイル等に基づき、感染リスク低減のための自主的な対策を講じていることを条件としております。

申請期間は6月10日開始を予定しておりまして、スピード感を持って事務を進めて参りたいと考えております。

説明は以上となります。何とぞ、よろしく願いいたします。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

今回、販売の再開予定日が6月21日に決まったということですが、これはいつ決まったのでしょうか。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

6月21日の延長がいつ決まったかということですが、正式には先週の金曜日、国の発表が金曜日の夜、時間まではちょっと記憶していませんけれども、夜たしか予定されていたと思ひまして、正式にはそこで正式に決定したということですが、その前から延長の期間はいろんな報道がなされておりましたが、決まったところで迅速に対応できるように準備は事前に進めていたところでございます。

以上です。

(熊谷委員)

私たちは全く、議員は知らされていないのです。議会に対する報告というのは、どのようにお考えですか。

(地域振興課長)

ご指摘の点につきましては、昨年の予算編成の際に事業の概要につきましてはご説明させていただいたところですが、実際の具体的な時期につきましては、今回のご報告となってしまったことを大変申し訳なく思っておりまして、ご指摘を踏まえて、すみません、次回から情報共有といいますか、気をつけて参りたいと思ひます。

(熊谷委員)

多くの家庭は、まだ広報を配られていないお宅もたくさんあると思ひます。実際我が家にもまだ配られていなくて、先ほど市庁舎の1階からもらってきて、見て、これが入っていて分かったという状況です。

議員のみなさんにも聞きましたところ、みなさん、これを見るまでは知らなかった。

私たちは市民からいろんなことを質問されたり、情報共有をするということも職務だというふうに思っているのです。それが先週の金曜日の夜に決まって、そのことに対してきちんと準備をされていたわけですね。それでしたら、やはり議会のほうには、これからもし延長になった場合にはこういうふうにする予定だと、そういうことをしっかりやっていただきたいというふうに思ひます。報告してください。

それから、ここに販売再開予定日は再度変更となる場合がありますというふうにあります。公式ホームページでもご案内を出しますというふうに書いてありますけれども、これ、ホームページを見られる方というのは、たくさ

んはいらっしゃらないと思うのですよね、夕張市民の中に。それはどういふふうにする予定なのですか、告知は。

(地域振興課長)

ご指摘の点を踏まえて、反省すべきところは反省して、今後どうするか検討して参りたいのですけれども、今回委員がおっしゃるとおり、ホームページをご覧になった方ばかりではないというところで、施設の貼り紙、それから、ちょっと広報も少しお手元に届くのが遅くなったというところを反省しておるのですけれども、いい周知方法がなかったのかというのを、今まさに反省を踏まえて考えているところなのですが、例えば新聞の折り込みに入れていただくとか、もしくは宣伝カーに乗って周知をさせていただくとか、今回のご指摘を踏まえまして反省させていただきまして、ちょっと次回、こういうことが今度起こらないように対応して参りたいと思います。

(熊谷委員)

その際に、夕張の場合は町内会が結構まだ活動できていて、回覧板で一定程度の情報共有ができると思います。もちろん 100%ではありませんけれども、そういったこともぜひやっていただきたいと思います。

それから、市民から連絡があったのですが、市の職員を名のる方から、今回のこのプレミアムチケットですね、85 歳以上は該当しないという、そういう連絡が来たという電話があったそうです。そういうことは市のほうからはないと思うのですが、一応確認しておきたいです。

(地域振興課長)

ただいまのご質問であります。まず 85 歳以上の方が対象にならないということは当然ございません。市からそういったお電話をしたというところもございません。まず、事実はそのようにございます。

あとは、町内会を使ったらどうだというご意見を頂戴いたしましたので、今回のプレミアムチケット事業に限らず、そういった周知の方法というのでも少しご指摘を踏まえて、ちょっと確認してみたいなと思います。

(熊谷委員)

それから、販売のやり方についてなのですけれども、市民のほうからは商工会議所と、「りすた」と 2 か所しかない。しかも 10 時から 4 時までですね。しかなくて、「りすた」も日曜日はやっていないということで、非常に不満の声が上がっています。

公共交通が非常に少ない場所ですから、本当にこれは大変なんだという方たちもいてね、それこそタクシーだってなかなか予約できないし、タクシーを使えばそれなりの料金がかかるという状況で、もうこんなの買えないよねという声も上がっているのですよね。

それで、例えば、以前にあったそうなのですけれども、地域に出かけて行って、そこで販売していただくとか、市内でふれあいサロンとか、そういう活動も今はコロナなのであんまりないと思うのですけれども、それでも商工会議所や、「りすた」の中でみんなが集まる状況ができるわけですから、そういうことであれば、地域ごとに時間とか場所とかを設定して、そういう時間を設けていただくとか、地域の方たちが安心して購入できるような、そういう方策も考えるべきだと思うのですが、いかがですか。

(地域振興課長)

ただいまのご質問ですけれども、今回のプレミアムチケットについては、全世帯を対象として実施するものですけれども、販売の場所における感染拡大防止対策を実施するために、十分なスペースを確保しなくてはいけなかったこと。

それから、事業主体の商工会議所さんの実施体制を考慮いたしまして、今回商工会議所と、「りすた」の2か所で販売するというところで決めたところでございますが、今、委員からご助言いただきました販売方法、地域ごとの時間を区切ってだとか、あとは移動販売、どこまで対応できるかというのは、この場では申し上げられませんが、次回といたしますか、また類似の事業などを実施する際に、少し検討の材料として、ご指摘の点を踏まえて確認していきたいなと思います。

(熊谷委員)

類似の事業じゃなくて、今回のことを言っているのですよ。

6月21日までにまずは延びたわけでしょう。これから延びる可能性だってなくはないわけですよ。そうしたら、まだ一定程度時間があるわけで、本当に市民の全世帯分用意しましたということを前回の委員会で伺っているのですけれども、全世帯の分を市が用意しても、それを使えない人たちが出てくるわけなのです。

しかも、今回は働いている方たちが非常に入手しにくい。夜間はやっていないですし、日曜日でも商工会議所まで来ないと買うことができない。そういうやり方ですよ。そういうところをぜひ、もう一度見直して、本当に市民の全世帯が、ああよかった、使えてよかったねというふうに思えるような制度に、少し改良していただけないか。

(地域振興課長)

販売期間につきましては、十分な期間は取っているとは思っておりますが、具体的な販売方法につきましては、一度ご意見として賜って、検討して参りたいと思います。

(熊谷委員)

ぜひとも、よろしくをお願いします。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

熊谷委員の質問に関連します。

プレミアムチケットの購入方法について、いろいろ話がありましたけれども、これは当然本人確認ということになりますね。それで、交通の足がなかったりする人が、買ってほしいと頼まれた場合、本人の証明か何かをもって購入することは可能ですか。

(地域振興課長)

君島委員のご質問にお答えします。

ご質問いただいたとおり、チケットの購入については、同一世帯の、例えばご本人がちょっと足がということ、なかなか外出できないという方もいらっしゃると思いますけれども、同一世帯の、ご家族、また代理人でも購入可能となっておりますので、必要に応じて、あとは施設の職員の方などが代理人となって購入していただくことは可能となっております。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(君島委員)

これは、あれですね。家族ということで、隣のうちとか、そういうのはできないということですね。

(地域振興課長)

購入可能でございます。

(君島委員)

分かりました。ありがとうございます。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

関連するのですけれども、計画段階でこの販売場所等について、市として何か所ぐらい計画を立てていたのか。

(地域振興課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

実は令和元年度にもプレミアムチケット事業というのは、ご存じのとおり実施しておりまして、そのときは少し対象者、非課税世帯であったり、子育て世帯であったりというところで、ちょっと今回の対象と、あと事業の趣旨

というのが消費増税に伴う家計の負担軽減ということで、少し趣旨も違っていたわけですがけれども、そのときには先ほどご指摘もありましたけれども、ふれあいサロンなんかでも販売していたということを承知しておりましたけれども、今回は感染防止対策をきちっと取れる。それから、あとは人員体制をそこに割けるというところで、ご指摘いただきましたけれども、2か所ということで当初から計画をさせていただいておりました。

(千葉委員)

基本的に、これは地域経済を活性化して、市内事業者を支援することが目的ですよ。であれば、やはり多くの市民に買っていただくというのが基本だと思うのですよね、先ほど熊谷委員が言ったように。であれば、たくさんところに、毎日でなくてもいいし、1週間、例えばこれ、2か月間あるのですよね、予定ではね。1週間ないし、その週の何日間でも地域に出かけて行ってやるという検討はされたのかどうなのか。

それと、感染防止対策と言いますけれども、日曜日に「りすた」でやらないのは、感染防止を商工会議所のほうが防止できるという意味なのですか。その辺について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

(地域振興課長)

場所を2か所に限ったところについては、先ほどご説明したとおりですが、ご指摘も踏まえまして、感染防止対策、それから人員、あと予算でございますが、その中でできる限り、そういったいい方策ができる限り、市民の方に買っていただくような工夫というのは、ご指摘も踏まえて検討して参りたいと思います。

(今川委員長)

よろしいでしょうか。

(千葉委員)

「りすた」の件はどうですか。日曜日、「りすた」でやらない理由等については。

(今川委員長)

日曜日は商工会議所のみでの開催になることについて、そこでの感染対策はどうかという趣旨の質問かと思いますが、いかがでしょうか。

(地域振興課長)

日曜日ですので、人員の確保というところで日曜日は販売しないというところで検討したわけですがけれども、その辺もご指摘を踏まえて、平日お仕事をされている方もいらっしゃると思うので、そういった方へのご配慮も、今後検討の材料にしていきたいと思っております。

(千葉委員)

商工会議所、この販売を商工会議所に委託したのですけれども、ほかに業者を、商工会議所以外に、例えば市内ではない市外のそういう業者もいるかと思うのですけれども、その辺の検討はされたのかどうなのかについて。

(地域振興課長)

販売体制につきましては、これまでの実績等を踏まえまして、商工会議所さんにのみ少しご相談というか、やらせていただいております。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

先ほど君島委員のほうから、誰でもいいという、そういうお話だったと思うのですけれども、買うのがですね。例えば隣の人を頼まれて買いに行くということでもオーケーだというふうに答弁があったかというふうに思うのですが、その際の必要事項というのでしょうか。こういったものを携帯するとか、見せるとか、そういうことがありましたらお願いします。

(地域振興課長)

代理で購入していただく場合は、まず、被代理人との関係を申し出ていただきまして、必要に応じて代理関係を示す資料の提示。委任状だとか、ご本人確認書類とかをご確認させていただくようにしております。

(熊谷委員)

関係書類とか委任状という、そういったことはどこかに書いてあるのですか、今回のプレミアムチケットで、世帯に配布したもののの中に。

(地域振興課長)

プレミアムチケット購入引換券の中に、小さい文字で恐縮なのですが、注意事項の中に記載してございます。

(熊谷委員)

これから、そういったところを小さい字じゃなくて、高齢化率 53%ですから、分かりやすい文字で、こういうふうに日程が少なかったり、短時間だったり、場所が限られているわけですから。これじゃあ行けないわと思う人が、じゃあ、誰かが車を持っていて、時間的に余裕のある方に頼みたいと思えるようにしないと、全世帯が使えるものにはならないと思うのです。そういったことだったら、逆にプレミアムチケットで 2 万円払って、3 万円分とかと言うんじゃないで、それだったら 1 万円分のクーポン券みたいなものを全世帯に配布するとか、確実にそのほうが全世帯に届きますよね。そういったこともちょっと考え直していただいたらいいんじゃないですかね。

(地域振興課長)

文字の大きさ等につきましては、今後、改善に向けて検討していきたいと思えます。

あとは、クーポンのほうがよくないかというご指摘もいただきましたが、今回は新型コロナの交付金の事業に沿ったものということで、消費喚起を効果的に上げるための施策として、こういう仕立てにさせていただきましたので、またちょっといただいたご意見を踏まえて、検討材料にさせていただきます。

(熊谷委員)

ぜひ、こういうふうによりから不安が出ないように、地域性ってありますから、本当に交通機関がなく、しかも高齢者が多く、広い地域に散らばって住んでいるわけですから、そういったことをぜひ考慮していただいて、今後考えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

今、様々意見をお聞きしましたが、例えば発売をして、残があった場合、それはそれで終わってしまうのか、また、もう少し交換したいよという人が買えるのか。その辺はどうですかね。

(地域振興課長)

高間委員からのご質問ですけれども、現在の設定では、子育て世帯員がいるところは3万円、それ以外については2万円ということなので、例えば交換に来ないよという方もいらっしゃる場合、当然平等の観点から、余った分をじゃあ4万円分にすることにはならないかなど。だから、そこは販売期間などを少し延長するとか、そういったところでは、検討ができればなと考えております。

(高間委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

私のほうは夕張市の経営持続化応援給付金のことで、1点、2点、確認のためにお話を伺いますが、当然緊急事態宣言が延長されて、先ほどのご指摘のとおり、お話のとおり、事業者は大変急を要しているものもあるかと思っております。

それで、申請期間なのですけれども、3年度6月10日から3年度7月30

日。この部分で一応説明があったのですけれども、これ自体については、給付をする分には、先ほどスムーズにスピード感を持ってというふうなお話があったかと思うんですけども、申請を受け付けて、随時これらについての給付をしていくのか、どうなのか。

それで、やっぱり私どもとしては、やはりそういう中で経営で困っている方にはできるだけ早くそういうものがお届けできればいいなと考えておりますけれども、考え方について、そのようなことでよろしいのかどうか。

(地域振興課長)

小林委員からご質問いただきました件につきまして、本来というか、基本的な事業としては、全部の申請を締切日で締め切った後に事務の手続をするものですから、最初に申請した人はすごく時間がかかってしまうというご指摘は、今、委員からもあったとおりにいただいておりますので、今回は実際の支給に当たって、早めに申請をいただいた事業者様に対しては、申請書類の審査等をできる限り早期に行って、早期にそういう方には支給できるように工夫して参りたいと考えております。

(小林委員)

当然6月10日から7月30日。期間がある程度ある中での、それぞれ個人事業者ということで、それぞれの思いというものはあるかと思うんですけども、やっぱりそれぞれの経営の中で困窮されている部分については、やはりそういう手だてが必要だと思いますので、そういう段階を踏む中での対応というのは必要かなというふうに考えたので、今お話をさせていただいたところです。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【土木水道課】

(今川委員長)

次に、土木水道課より報告を受けて参ります。

(土木水道課長)

それでは、土木水道課報告事項について、2点ほど報告させていただきます。

まず、1点目ですけれども、市道路線の認定について。こちらなのですが、1枚めくって、資料1をご覧ください。

これは、ゆうばり丘の上こども園に接続する夕張市内線の路線変更に伴い、

既存の路線に接道するために道路法第 8 条第 1 項により、市道認定について許可するものであります。

具体的には、点線で表示されている 2 路線。こちらのほうなのですがけれども、通園路として使用するために清水沢市街線から清水沢清栄町線につながる階段を含む歩道の延長 40 メートル。こちらと、園外通路から清水沢清栄町線につながるふれあい橋を含むこども園について供用を開始するために、2 路線の認定を第 2 回定例会の議案として提出するものであります。

続きまして、もう 1 枚めくっていただいて、資料 2。こちらのほうなのですがけれども、今季の降雪量ですね。令和 3 年 4 月 15 日現在で取りまとめたものであります。

まず、一番上のほう、ご覧ください。

合計の降雪量であります。令和 2 年シーズンの清水沢観測での積雪量は、1,009 センチメートルで、昨年と同時期 781 センチで、228 センチ多い状況でございます。

続きまして、今度は除雪出動回数になりますけれども、全区域で 123 回。昨年と比較して 47 回多かった状況であります。

もう 1 枚めくっていただきまして、参考資料としてつけているものなのですがけれども、中段のグラフ、こちらのほうなのですがけれども、年度別の降雪量。その下の下段のグラフについては、各年度の 11 月から 1 月までの年度別の降雪量のグラフを載せておりますので、ご参照ください。

ちなみに、今回 20 年間で過去 4 番目に多かった観測記録でありました。一番多かったのは平成 30 年度の 1,268 センチでございます。

除雪費の執行状況なのですが、約 1 億 3,015 万 2,000 円。1 月に補正予算を行いまして、無事に今季の除雪業務を終えたところであります。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(小林委員)

一つ、これは今報告を受けたわけなのだけれども、今年度の雪の降る量、結構ひどいところもあったのだけれども、特に私が気にしているのは 3 月 2 日に、ちょうどこの日は多分その日の部分で、ハウス等も 26 棟ぐらいハウスが倒壊したという日にちで覚えているのですがけれども、基本的には除排雪の関係は当然担当課長に依頼多分来られているというふうに私も認識しているんだけれども、これからはやっぱり降雪というのは、今は気候の変動も激しいので、規定の除雪の体制だと、どうしても日中に降り続けるだとか、そういうものに対応がなかなか難しいような状況にあるのは私も理解している

のですが、ただ、今後やっぱりそういう中で緊急的にいろんなものが、特に知らない人が来て、雪に埋まってしまったというのも私は聞いてはいるのだけれども、そういう中でも除雪の体制、何センチだったら出動する、しないという判断基準はあろうかと思うのですけれども、そういう臨時のときにも、緊急的なときの対応は少し考えていくべきかなと思って、今回のご説明を聞いたんだけど、そのときに私も課長とも話は若干させてもらったのだけれども、そういう課題があるという認識はされていると思うのだけれども、今後はやっぱりそういう部分をどこかで対応ということをどういうふうに考えていけばいいのかという部分で、もし見解があれば、お聞かせいただきたいと思います。

(土木水道課長)

今、小林委員のほうから指摘があった件についてなのですけれども、従来から積雪は 10 センチ、降り始めの時間帯にもよるのですけれども、夜であれば体制をきちんと組んでできるというのもあるのですが、なかなか日中であるとか、朝方の 6 時とかぐらいから降られると、今の体制ではきついという状況があります。

ただ、市民生活にやはり直結する問題でありますので、予想される時間帯であるとか、降雪量とかというの、最近は天気予報とかでもある程度見込める部分もありますので、そこについては柔軟な対応をしていきたいと思っております。

(小林委員)

当然除排雪の業者さん、それからレッカー車ということは、これは北海道が人材を確保するなり何なり、いろいろあるから一長一短でこういうふうにできますよという分は、難しい部分はあるけれども、やはり私どもも、いろいろ地域地域の中で話をお聞かせいただいたときに、やはり市道を含めて避難路。例えば降雪があつて避難をしなきゃならないときには、どうやって避難をしたらいいのだろう。全然道も分からないと避難もできないというふうになるんじゃないかというご指摘を受けたこともあるので、やはり、それぞれそういうときであっても、ダブルで緊急事態、災害があつたり、それから降雪があつたりしたときでも、どうしてもやっぱり避難をせざるを得ないというのは、地震と降雪がダブルで来るなんて場合も想定したくはないけれども、来たときには、その部分はやはりスムーズに避難所に行けるような道路の確保が必要なのかなという部分は、私どもも今後そういう部分はやはり対応しておくことが必要かなというような話があつたので、その部分を申し添えておきます。

もし何かあれば。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【市民課】

(今川委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課より 2 件、報告事項がございます。

夕張市国民健康保険条例の一部改正についてと、手数料条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、資料 1 をご覧ください。

夕張市国民健康保険条例の一部改正の理由ですけれども、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、保険料の軽減判定所得が変更となるため、本市の条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容ですが、3 行目の中段から読み上げます。

平成 30 年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除が 10 万円引き上げられたことに伴い、基礎控除が 10 万円引き上げられました。それによって所得が増加する方が世帯に 2 人以上いる場合、保険料の減額の対象から外れてしまう場合があります。そのため、軽減判定基準額を 10 万円引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に 2 人以上いる場合には、その合計数から 1 名を引いた数に 10 万円を加えることにより、税制改正の影響を抑えるよう、条例改正の一部を行うものでございます。

下段の表に書いてありますように、昨年度と比較して 10 万円の控除額に対して、所得者が増えた場合でも必ず 1 名分を差し引いて保険料を算定するということとなります。

1 枚めくっていただきまして、別紙 1 はこれまでの軽減判定所得の改正のものです。

もう 1 枚めくっていただきまして、今回の条例改正の新旧対照表を別紙 2 に示しております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

手数料条例の一部改正についてでございます。

改正の理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い関連する法律の改正がありまして、本市の事

務取扱にも変更が生じるものでございます。

改正する内容につきましては、まず、個人番号が記載された通知カードの再発行にかかる取扱いにつきましては、右に記載の法律等の一部改正により、市の取扱いが廃止になります。

続きまして、(2) 個人番号カードを再発行する場合、9月1日からここに記載しています地方公共団体情報システム機構から夕張市が事務を受託して行うことに変更になります。

(1) につきましては、公布の日から施行とし、(2) につきましては令和3年9月1日からとなります。

1枚めくっていただきまして、別紙をご覧ください。

現行の条例の(4)、(5)、今説明した(1)、(2)は削除されて、6番が4番に繰り上がり、以降同様となります。

以上でございます。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(今川委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。

保健福祉課からは、新型コロナウイルスワクチン接種について、報告をします。

初めに接種状況、資料の1をご覧ください。

優先接種している医療従事者約120名、高齢者施設入所者680名、計約780名に対し、5月10日から3週間にわたって1回目接種を行って参りましたが、ほぼ現在終了している状態で、一部は2回目の接種に入っています。

次に、予約状況です。

対象となっている75歳以上及び同居の65歳以上の方に対して、5月14日から予約をスタートしています。現在、おおよそ15%の予約が完了しました。

実際の接種は5月31日、昨日から市内医療機関や今後行われる集団接種会場で実施されるものであります。

昨日、既に1日接種していますが、1日でおおよそ50人という接種にな

っています。

次に、今後のスケジュールです。

5月14日から受け付けしていた予約の枠はほぼ埋まりまして、6月7日からは70歳以上及び同居65歳以上の予約受付を開始し、6月14日からは65歳以上の予約受付を開始したいと思います。

また、65歳未満については、早くて6月下旬頃、その頃を目指して接種券を郵送予定となっています。

なお、電話予約については、大変つながりにくい状況が想定されるため、今回も臨時のコールセンターを下記のとおり開設したいと考えています。

期間は6月7日、8日。6月14日、15日、この4日間。9時から5時まで、この連絡先に電話していただきたいと思っています。

次に、キャンセル待ちの登録です。

ワクチン廃棄を最小限に抑えるため、あらかじめ接種希望者の名簿を作成し、接種当日のキャンセルに対応したいと考えています。

要件にありますが、接種を希望する方で電話連絡のつく方。なおかつ連絡後、速やかに接種会場に来ることのできる方。

対象は児童福祉施設等、人が集まってクラスター発生のリスクが高い関係機関の職員を考えています。

募集方法、周知方法、接種会場は、記載のとおりであります。

次に、資料2、夕張市介護保険条例の一部改正について、説明をいたします。

(1) 趣旨であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の収入が減少したこと等による介護保険料の減免の対象期間を令和4年3月末まで延長するため改正したものであります。

新型インフルエンザ等対策特別法の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症の定義を感染症法案に改正したものです。それと、その他文言整理したものに なります。

(2) 改正内容は、新旧対照表のとおりとなっています。

(3) 施行日は、公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用するものであります。

以上で説明を終わります。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(高間委員)

今日からだと思えるのですけれども、今まで18歳以上ということで、今日から12歳以上が接種、ファイザー社に限りみたいなののですけれども、これ

も 65 歳未満の中に含めて考えられているのかな、どうかなということです。

(保健福祉課長)

ただいまの高間委員のご質問にお答えします。

国のほうで予防接種法の実施要領が定められていまして、その中で対象年齢ですとか、期間ですとか、優先順位が示されています。それに従って、各自治体では進めていいことになるので、国がそういう方針を示したということであれば、そういったものも対象に含まれるということで、それを踏まえてやっていきます。

(高間委員)

分かりました。ありがとうございます。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

広報に載っている予約コールセンターの 0570-000-226 なのですが、自動音声ですが 60 秒待つと直接話ができますというふうになっていますが、これはこれで間違いないのですか。

これかどうか分からないですけれども、以前に 0570 の案内の番号で、ずっとつながらなくて、つながらない間もずっと課金されているという状況を聞いているのですけれども、この番号は 60 秒待つと直接話ができるのですか。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

番号自体は広報に記載されているとおり、そちらがコールセンターの連絡先になっています。通常ですと、おっしゃったとおり 60 秒待つと携帯につながる仕組みにはなっているのですが、対象の方が同時に電話をかけるものですから、大変込み合っている、つながりにくい状況が続いています。

コールセンターでは人員ですとか、体制ですとか、増やしてその都度対応しているのですが、結果としてそういう結果になってしまいまして、大変申し訳なく思います。

できる限り、今後市民に不安や混乱を生じさせないように、市としては先ほど申し上げたように臨時のコールセンターを立ち上げて、できる限りの対応に努めたいと思います。

(熊谷委員)

これ、本当に周知していかないと、21 秒ごとに 10 円かかりますというのが、つながってからかかるのだというふうに勘違いをしていたり、AI の音

声が始まったら即かかるわけですよ。それと、自分は携帯をかけ放題に契約しているから、かからないのだ、料金は無料なのだというふうに思っている人たちもたくさんいるということが分かったのです。これはかけ放題のそういう制度は適用にならないのですよね。だから、そのところを市民にしっかり周知していかないと、問題が大きいなと思います。よろしく願います。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

何度か確認させてもらった部分もあるのだけれども、当然 6 月 7 日から 70 歳から 65 歳か、それが始まるのだよね。それで、今度は 75 歳以上の人たちもそこに組み入れられるのだよね。その中でそれぞれ話に出ていたコールセンター等での、なかなかつながらなくて、努力のきもなく、なかなか予約できなかったという人の中にも入っているのだけれども、そこでまた、同時にスタートするのだよね。

そこでの臨時のコールセンターというものが、今までと、よくそういうものが分からなくて、よく子どもとか孫に聞くのだけれども、そういうものがお年寄りでも今度やるときに、確実に予約につながるような、そういうものを進めたいのだけれども、そういう意味では、俺が言っているのは、とにかく今まではそれだけ予約できなかった人も必ず予約できるのだから、慌てないで次の部を待っていてねという話はしているのだけれども、そんなふうに使い勝手のいいように安心させてやるためには、やはり確実に予約できるのだよというものを、お年寄りでもある程度いっぱいできるようにしてやりたいと思っているから、その中でこの臨時のコールセンターという部分で対応したいという部分、これだとお年寄り、そういう中で連絡したときにうまくいきそうなのか。

(保健福祉課長)

今の小林委員のご質問にお答えします。

うまくいきそうというのは、もちろんうまくいくように今努力しているところなのですが、前は 75 歳以上ということで、それは全道でやったわけで、今回はその反省も踏まえて年齢をまず小刻みにしているということ。前回予約できなかった人も残っていると思うものですから、対象としては細かく刻んだということ。それと、70 歳から 74 歳については、対象者が非常に前回と比べると極端に少ないということもあるので、今回 2 段階、3 段階に分けてやっていくわけですが、そういう意味では前回よりはつながりやすい状況はつくれるのかなと思っています。

(小林委員)

あと、どうしても病院がやっている人だとかって、基礎疾患とか持っている人もおられて、当然札幌とか、地方の病院でやっているというから、やっぱり大体は聞いたら、夕張さんのほうが早いというので、夕張さんのほうで予約したほうがよろしいですよということで、ほぼほぼ断られるみたいな、そういうことで夕張にかかりつけ医がない中で集団接種、そういう選択肢をつけたみたいなの、できれば近くの病院で受けたいのだけれどもという場合の方法として、中条医院さん、クリニックとか、そういうことで対応というのが、してくれるとは思いますが、やっぱりかかりつけ医優先になるのが、なかなか最初は断られたなんて話を聞くのだけれども、この辺もやっぱり、どうも札幌とかほかのほうでかかりつけ医を持っていると、やっぱり断られるみたいなので、そういうものがスムーズにこちらのほうでも、市立診療所が遠いからねなんていう人もいるし、その辺のところはスムーズに連携を取って情報交換しながら、できる対応になるよな。

(保健福祉課長)

ただいまの小林委員の質問にお答えします。

そこは実施機関としてしっかり医師会、各医療機関と連携は十分に取って、予約が受けやすい体制はもとより、接種しやすい体制についても、今は十分ではないかもしれないですけども、今後しっかり枠を確保して、その枠を提供していきたいと思っています。

(小林委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財政課】

(今川委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

お疲れ様でございます。

財政課のほうからは4点のご報告でございます。

まず、1点目、財政再生計画の変更についてでございます。

資料1-1をご覧ください。

財政再生計画の変更予定事項でございます。令和3年度第2次(6月)変

更分でございます。

基本的な考え方といたしましては、今回の財政再生計画の変更は、令和 3 年度第 1 次（3 月）の変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入・歳出増減額は、4 億 2,990 万円でございます。

変更に伴い必要となる財源については、国道支出金やまち・ひと・しごと創生寄附金等の特定財源を活用するほか、一般財源につきましては、財政調整基金繰入金等で対応するため、再生計画期間の変更はございません。

では、歳出・歳入について、ご説明申し上げます。

まず最初に、消防本部、教育課関係について、ご説明いたします。

No. 1、救急隊員の養成。

平成 30 年 9 月 1 日付で採用した職員 1 名が救急隊員養成のために、令和 2 年度に消防学校に入校する予定でしたが、コロナの影響により中止となったため、令和 3 年度に改めて入校するための経費、及び当初予算計上済みの 1 名分の令和 3 年度入校経費が改定されたことによって、不足が生じることから必要な経費を計上するものでございます。

変更額は 13 万 9,000 円。全額一般財源でございます。

No. 2、人件費（指導研究費）外国語指導助手報酬でございます。

現外国語指導助手が令和 3 年 8 月 1 日の任期満了日以降、任期更新を希望しているため、規則により 2 年目の任用の際の報酬を増額する必要があることから、報酬及び共済費を増額するものでございます。

変更額は 6 万円。財源につきましては、全額一般財源でございます。

No. 3、児童生徒情報化促進（タブレット保守）。

こちらは財源振替でございますが、令和 3 年度の当初予算に計上済みの「タブレット設定保守委託料」が、文部科学省の公立学校情報機器整備費補助金のうち「GIGA スクールサポーター配置促進事業」に該当となることから、財源振替を行うものでございます。

幸福の黄色いハンカチ基金繰入金を 15 万円減額し、同額を国庫支出金とするものでございます。

No. 4、小学校維持管理（消防設備保守）。

小学校の消防用設備点検の結果、屋内消火栓設備、消火用のホースですが、2011 年製造の 18 本が、令和 3 年中に耐圧試験の実施が必要であることが明らかになったため、消防法の規定により、耐圧試験に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 4 万円。全額一般財源でございます。

続きまして、No. 5、夕張岳観光掲示板設置。

夕張岳ロッジの管理団体であり、夕張岳保全活動に取り組むユウパニコザクラの会が、独自に助成金を活用して夕張岳の観光掲示板を制作し、市に寄贈される予定であることから、その看板を鹿島眺望公園に設置するための経費を計上するものでございます。

変更額は29万7,000円。全額一般財源でございます。

続きまして、No.6、石炭博物館模擬坑道復旧設計業務委託等。

令和2年度に実施しました坑道内の空洞及び地質調査を実施した結果に基づき、坑道の復旧に要する詳細な復旧設計を行う経費、及び設計作業を実施する際の安全確保のため、坑道内部の補強及び排水ポンプからの異音による不調解消等安全対策に必要な経費を計上するものでございます。

変更額は3,456万2,000円。全額一般財源でございますが、今現在、関係機関と各種補助金の活用について、協議・検討しているところでございます。

No.7、石炭博物館配電線補修。

石炭博物館内部への配電線路の高圧電線が老朽化により絶縁不良となっており、停電等の事故防止のため修繕する経費を計上するものでございます。

変更額は26万4,000円。全額一般財源でございます。

以上で、消防本部、教育課分の説明を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、市民課、地域振興課、建設課、財政課についての報告でございます。

No.8、公共施設等総合管理計画改定業務委託。

令和2年度における国のインフラ長寿命化計画改定に伴い、本市の公共施設総合管理計画を本年度中に改定する必要があるため、その策定に係る経費を計上するものでございます。

変更額は432万3,000円。全額一般財源でございます。

No.9、本町2丁目貸家店舗屋根修繕。

現在貸付けをしている貸家店舗物件の屋根の雪止め金具が落雪時に引っ張られ、屋根が広範囲にわたって破損し、雨漏りが発生したことから、これを修繕する経費を計上するものでございます。

変更額は48万9,000円。財源は全額一般財源でございます。

続きまして、No.23、予備費。

新型コロナウイルスが市内でも発生していることを踏まえ、学校等の大規模施設で感染症が発生した際、速やかに消毒等の必要な対策作業が行えるよう、予備費を増額するものでございます。

変更額は1,000万円。全額一般財源でございます。

No.10、介護保険事業会計繰出金。

介護保険事業会計の介護認定調査員の人件費に係る一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

変更額は501万3,000円で、全額一般財源でございます。

No.11、年金システム改修。

法改正による20歳前障害基礎年金に関する所得制限の判定基準の調整、及び未婚のひとり親に対する税制上の寡婦控除の見直しに伴うシステム改修に係る経費を計上するものでございます。

変更額は77万円。全額一般財源でございます。

続きまして、No.12、PCB廃棄物調査委託。

市内各保管所のPCB廃棄物について、保管状況等の再点検を行ったところ、平和保管所の17基のうち3基について、濃度調査を行っていないことが判明したため、当該3基の濃度調査を行うための経費を計上するものでございます。

変更額は11万円。全額一般財源でございます。

続きまして、No.13、農業振興対策連携事業(令和3年被災農業者向け夕張メロン生産安定対策支援)。

メロン生産者が行う基盤整備などの取組を支援する「夕張メロン生産安定対策支援事業」について、本年3月初旬の大雪により発生した農業用ハウス倒壊被害の復旧を支援するための経費を計上するものでございます。

変更額は263万5,000円。財源は、全額まち・ひと・しごと創生寄附金でございます。

続きまして、No.14、森林活用型地域人材育成事業。

(株)ツムラからの企業版ふるさと納税を活用し、主婦や高齢者、障がいのある方々の都合に応じた働き方、副業的な活動を行えるよう、森林資源を活用する新たな生業を身につけることを目的としたワークショップ等を実施するための経費を計上するものでございます。

変更額は282万4,000円。財源は、全額まち・ひと・しごと創生寄附金でございます。

No.15、道道夕張長沼線整備促進期成会負担金。

令和3年3月30日に道道夕張長沼線の未開通区間の早期整備等を目的として、夕張市、栗山町、長沼町、由仁町の1市3町で「道道夕張長沼線整備

促進期成会」が設立され、本会の活動に係る負担金を計上するものでございます。

変更額は 5,000 円。全額一般財源でございます。

以上で、市民課、地域振興課、建設課、財政課の説明を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

14 番の森林活用型地域人材育成事業について、伺います。

これは今年度中にこういう事業をされると思うのですが、いつ頃を予定しているのでしょうか。

(地域振興課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

スケジュールですが、まず、副業推進につきましては、今年度、木工技術の専門家講師を招きまして、7 月以降、月大体 1 回のペースでワークショップを開催していく予定でございます。

(熊谷委員)

予定は分かりましたが、コロナでもしかしたらできなくなることもあり得るということではよろしいでしょうか。

(地域振興課長)

ただいまのご質問でございますが、おっしゃるとおり新型コロナの感染症の発生状況、緊急事態宣言の状況等も踏まえて、開催回数は適宜変更する可能性がございます。

(熊谷委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、生活福祉課、保健福祉課分について、ご説明いたします。

No. 16、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と No. 17 につきましても、併せてご説明させていただきます。

No. 16 につきましては、先ほど申し上げました生活支援特別給付金のひとり親世帯分。No. 17 につきましては、その他の世帯分でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり

親世帯及びその他の低所得の世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、対象世帯の児童一人当たり一律 5 万円を支給するものでございます。

ひとり親世帯分としての変更額は 471 万 6,000 円。全額国庫支出金でございます。

その他世帯分としまして、変更額が 569 万 2,000 円。全額国庫支出金でございます。

続きまして、No.18、認定こども園修繕。

令和 2 年 10 月に完成しましたゆうばり丘の上こども園の園舎が、令和 3 年 3 月の想定以上の大雪と断続的な暖気により施設の屋根・壁等に損害を受けたことから、その復旧に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 236 万 5,000 円。全額市有物件災害共済会保険金収入でございます。

続きまして、No.19、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業精算による過年度過誤納還付金。

令和 2 年度実施しました、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の精算による国庫返還に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 218 万 2,000 円。全額一般財源でございます。

No.20、新型コロナウイルスワクチン接種。

当初予算に計上した新型コロナワクチン接種について、令和 2 年度に接種予定で未実施となった分に係る接種委託料、及びコールセンター委託や集団接種の実施体制に係る経費を追加計上するものでございます。

変更額は 1,438 万 9,000 円。全額国庫支出金で、それに伴って一般財源が 356 万 3,000 円の減となったところでございます。

続きまして、No.21、市立診療所負担金(医療ガス設備修繕)。

市立診療所における医療ガス設備の一つである吸引ポンプ 2 台のうち 1 台が経年劣化のため故障して動かなくなり、患者の生命の確保のため 2 台体制を保持する必要があることから、指定管理者が実施する機器修繕に要する費用に対して補助する経費を計上するものでございます。

変更額は 110 万円。全額一般財源でございます。

No.22、市立診療所等移転改築事業。

診療所改築工事については、当初予算に計上し、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて国土交通省の補助金を活用して行うこととしておりましたが、国土交通省の都合により補助金が令和 4 年度分を令和 3 年度分に前倒し配分となったことから、この前倒し配分の国費に伴って令和 3 年度工事に係る経費を増額するための経費を計上するものでございます。

変更額は 3 億 3,792 万 5,000 円。国庫支出金が 1 億 6,900 万円。地方債が 1 億 6,910 万円の増。一般財源で 17 万 5,000 円の減となったものでございます。

以上で、生活福祉課、保健福祉課分の説明を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

(財政課長)

続きまして、歳入関係でございますが、2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目、No.12、過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金収入でございます。

こちら減額補正でございますが、令和 2 年度にワクチン接種早期実施のために歳出予算を計上し、それに伴う国庫補助金が令和 3 年度に精算交付される予定で当初予算計上したところでありますが、令和 2 年度中のワクチン接種が実施できなかったことにより、令和 2 年度分の負担金の精算交付が見込めなくなったため減額するものでございます。

変更額は 374 万 4,000 円の減。全額一般財源でございます。

その他の歳入につきましては、先ほどご説明させていただいた歳出に関わる歳入でございますので、ご説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、資料 1-2 及び 1-3 につきましては、財政再生計画の変更の概要でございますので、ご確認いただきたいと思います。

資料 1 につきましては、以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。

(財政課長)

それでは、資料 2 をご覧ください。

1 枚おめくりいただきまして、地方債の補正でございます。

起債の目的は、市立診療所等の整備でございますが、先ほどご説明させていただきました市立診療所の令和 4 年度分の令和 3 年度への前倒しに伴う起債の増額でございます。

補正前の額が 2 億 1,020 万円。補正後が 3 億 7,930 万円。1 億 6,910 万円の増でございます。

続きまして、2 ページ目、一般会計における款別の総括でございます。

補正前の額が 99 億 7,013 万 4,000 円。補正額が 4 億 2,990 万円。補正後が 104 億 3 万 4,000 円でございます。

続きまして、一般会計における事項別明細の補正でございますが、こちらは先ほど資料 1 でご説明した歳出と同様の内容でございますので、割愛させていただきます。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。

介護保険事業会計でございます。

介護保険事業会計における補正は、人件費の一般管理費でございます。

先ほど計画変更時の No.11 でご説明したものでございます。人件費に関わる報酬、職員手当等の予算を計上するものでございます。

補正前の額が 18 億 1,236 万 7,000 円。補正額が 501 万 3,000 円。補正後の額が 18 億 1,738 万円となるものでございます。

資料 2 については、以上でございます。

続きまして、資料 3、令和 2 年度夕張市各会計の決算見込みについてでございます。

5 月 31 日をもちまして、令和 2 年度の全会計を閉じたものでございます。一般会計及び各特別会計の歳入・歳出額及び実質収支は資料 3 のとおりとなりますので、ご覧ください。

なお、今回お示ししたのは、決算見込額でありますので、正式な会計ごとの決算書及び事項別明細書につきましては、例年どおり 9 月開催予定の第 3 回定例市議会にてお示しをし、認定に移す考えでございます。

ここで一般会計について述べますと、実質収支は 2 億 4,000 万円余りの黒字となる見通しでございます。

この決算剰余金につきましては、全額令和 3 年度の会計へ繰り越した上で、今年度中に一部を除き財政調整基金に積立てを行い、本市の財政再生計画推進のため、また、今後新たに生じる諸課題への対応のため、計画的な活用を行う考えでございます。

水道事業会計については、担当課長よりご説明申し上げます。

(上下水道担当課長)

上下水道担当課長の三浦です。水道事業会計について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、水道事業会計は一般会計とは異なる公営企業会計であり、既に 3 月末をもって決算が確定しておりますので、その内容について、資料に沿ってご説明いたします。

3 条予算、いわゆる収益的収入及び支出では、実質収支 6,334 万 3,000 円

の不足。4 条予算で 8,324 万 2,000 円の不足であり、合計で備考欄に記載の①1 億 4,658 万 5,000 円の不足となりましたが、減価償却費などの現金支出を伴わない損益勘定留保資金②に記載の 1 億 7,730 万 4,000 円を補填した結果、③3,071 万 9,000 円の資金剰余となりました。

これに、④前年度資金課不足額 3 億 8,128 万 6,000 円を加え、最終的に今年度資金獲得額は 4 億 1,200 万 5,000 円となりました。

以上です。

(財政課長)

それでは、続きまして資料 4 をご覧ください。

それでは報告事項の 4 点目、旧ユーパロ幼稚園園舎の無償譲渡についてでございます。

旧ユーパロ幼稚園につきましては、令和 3 年 3 月末をもって閉園し、認定こども園へと移行したところでございます。

幼稚園は昭和 45 年建設で、50 年以上経過し、老朽化が著しく、改修するのに 2,500 万円程度の費用がかかり、市としても利活用が見込めず、今後安全な維持管理に際し、非常にリスクが高いと判断したことから、夕張市市有財産活用基本方針に基づき、福祉への寄与、雇用創出、地域住民活動への寄与等を十分に協議した上で、現状有姿のまま無償譲渡しようとするものでございます。

つきましては、園舎の有効活用を希望する事業者を一般公募し、事業提案書提出の上、令和 3 年 5 月 21 日に審査委員会を開催し、譲渡候補事業者を決定の上、仮契約を締結したところでございます。

譲渡事業者は、社会福祉法人雪の聖母園で、現在隣接する場所において障害者支援施設しみずさを運営している事業者でございます。

当該事業者は、市内においてグループホーム、障害者支援施設を運営し、また、長年にわたり障がいのある方の社会参加を進めるため、パンやカレーの店舗販売や市内イベントでの出店を積極的に行ってきた事業者でございます。

園舎の活用内容は、パン工場、カレー工場の移設や食堂等を整備し、障がい者が安心して意欲的に参加できるよう、独自で整備の上、活用するものでございます。

なお、無償譲渡に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号により、議会の議決を得る必要があることから、第 2 回定例市議会に提案する予定でございますので、ご承知おきます。

また、園舎が建設される土地につきましては、夕張市財産条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、無償貸付とするところでございます。

ご説明は以上でございます。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(今川委員長)

以上で、本日本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

午後 3時02分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
